広島県立図書館ツイッター利用規約

制定　平成31年４月１日

　「広島県立図書館ツイッターの運用方針」に基づき，広島県立図書館ツイッター利用規約を次のとおり定めます。

この利用規約は，広島県立図書館が運用するツイッターを利用する方全て（以下「利

用者」という。）に適用します。内容を確認し，同意いただいた上でご利用ください。

1. 遵守事項

利用者は，次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容が，遵守事項を守られていないと判断した場合は，利用者に事前に通知することなく，投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

1. 公序良俗，法律・法令等に違反し，又は違反するおそれのある行為
2. 人権侵害，差別又は名誉棄損のおそれのある行為
3. 成りすまし，虚偽や事実と異なる情報，正否の確認できない噂や迷信に類するもので利用者を惑わせたり不安を与える情報等を掲載する行為
4. 勧誘，宣伝，営業活動その他営利を目的とした行為
5. 政治，宗教活動を目的とする行為
6. 知的財産権（著作権，商標権等），肖像権等を侵害するおそれのある行為，又は侵害する行為
7. 個人のプライバシーを侵害する行為
8. 有害なプログラム等の送信により通信機器の機能や利用者のアクセスを妨害する行為，又は情報を引き出す行為
9. 広島県立図書館，利用者や第三者を誹謗中傷する行為

（10）広島県立図書館，利用者や第三者に不利益を与える行為

（11）広島県立図書館の発信する内容の一部又は全部を改変する行為

（12）その他広島県立図書館が不適当と判断した行為

1. 免責事項

（１）　広島県立図書館の投稿内容は精査した上で掲載しますが，情報の完全性や有効性を保証するものではありません。

（２）　利用者が広島県立図書館ツイッターを利用することで生じたいかなる問題及び損害についても，広島県立図書館は一切責任を負いません。

1. 知的財産権の所属

掲載している情報（個々の文章，写真，イラストなど）に関する知的財産権（著作権，商標権等），肖像権等は，広島県又は正当な権利を有する者に帰属します。

無断利用，無断転載を禁じます。

　また，コメント等の投稿に係る著作権は，当該投稿を行った本人に帰属しますが，投稿されたことをもって，利用者は広島県立図書館に対し，投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし，かつ，広島県立図書館に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

1. 利用規約の変更

広島県立図書館は予告なく当利用規約を変更する場合があります。変更後の利用規約は，本ページ上に掲載した時点から効力を発するものとします。